第12章　　協力及び応援

第12章　　協力及び応援

第１節　河川管理者の協力及び援助

各河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を次に行う。

1　水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

2　水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示
　市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関点団体）の提示

3　重要水防個所の合同点検の実施

4　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

5　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

6　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第２節　下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1　水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供

2　水防管理団体に対して氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提供

3　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

4　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

5　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第３節　水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき相手方市長又は消防長に対して応援を求めるものとする。

また、相手方市長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第４節　警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、郡山警察署長又は郡山北警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ郡山警察署長又は郡山北警察署長と協議しておくものとする。

第５節　自衛隊の派遣要請

郡山市長は水防管理者として、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

1　災害の状況及び派遣要請を要求する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　派遣部隊が展開できる場所
5　派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、郡山市長は自衛隊郡山駐屯地司令に派遣を要請する旨の通知等を行う。

第６節　国との連携

1　阿武隈川上流洪水予報・水防連絡会

市は、国土交通省福島河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水、越水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2　ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省福島河川国道事務所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第７節　企業、団体（災害時応援協定等事業所）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材、労力、救援物資等の提供について、各種協定を締結している。その一覧は郡山市地域防災計画資料編とおりである。

第８節　住民、自主防災組織との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。